# 東城川漁業協同組合内水共第44号、内水共第45号、内水共第46号 及び内水共第47号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、東城川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内水共第44号、内水共第45号、内水共第46号及び内水共第47第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ます、うなぎ、ふな、はや(おいかわ・かわむつ・うぐい)、わかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してそ の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、チョンガケ、すくい網(たいまち、たも網、 にごりくみ)、やす、うなぎばさみ、延縄、つけ針による遊漁の場合には口頭でしな ければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、 同項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、直ちに、第6条第1項 の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

#### (漁具・漁法・漁場の制限)

- 第3条 すくい網(たいまち、たも網、にごりくみ)による遊漁は、あゆ解禁日から27日間、やす、チョンガケによる遊漁は、あゆ解禁日から17日間してはならない。
- 2 すくい網(たいまち、たも網、にごりくみ)による遊漁は、あゆ放流日からあゆ解禁日まではしてはならない。
- 3 日没から日の出までは、水中で燈火等を使用する遊漁をしてはならない。
- 4 次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁具,漁法は、ウ欄の期間中遊漁してはならない。(友釣り専用区)

ア 区域	イ 漁具,漁法	ウ 期間
1 庄原市東城町菅 梨原団地前つ	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を	あゆ解禁日から
り橋から同町受原 大渡橋上流ま	除く)、つけ針以外の漁具,漁	9月1日午前6
での区域	法	時まで
2 庄原市東城町東城 若松橋下流	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を	あゆ解禁日から
から同町東城 五反田橋上流まで	除く)、つけ針以外の漁具,	9月1日午前6
の区域	漁法	時まで
3 神石郡神石高原町新免畑 立神	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を	あゆ解禁日から
頭首工から同町新免 板倉商店前	除く)、つけ針以外の漁具,	9月1日午前6
川への通路下端までの区域	漁法	時まで

- 5 投網を使用する遊漁はしてはならない。
- 6 わかさぎを対象とする遊漁は、3月21日から3月31日までの間はしてはならない。
- 7 ます漁は、すくい網(たいまち、たも網、にごりくみ)、やす、投網、刺網による漁業は、4月1日から4月8日午前6時までの間営んではならない。

8 漁具・漁法別の規模の制限は、第6条の表に示すとおりとする。

#### (游漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア魚種	イ期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する
	日(あゆ解禁日)から11月30日まで
ます	4月1日から8月31日まで

2 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

#### (禁止区域)

第5条 第3条、第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域内においては、イ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	
1 庄原市東城町川西宮平橋から上流全域	11月1日から翌年3月31日まで	
2 帝釈川における神石郡神石高原町油木	11月1日から翌年3月31日まで	
倉掛渕堰堤から上流の区域		

#### (遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 ただし、遊漁者が18才以下のときは無料、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

	つ <u>X(-19)</u> の版(-00011とがテクに版C) の。				
魚種	漁具、漁法	遊漁料			
あゆ	手釣、竿釣(1人竿1本に限る)、	1月2,000円			
	チョンガケ、すくい網(たいまち、	1年7,000円			
	たも網、にごりくみ)、やす				
こい、ます、ふな、はや(お	すくい網(たいまち、たも網、にご	1月2,000円			
いかわ・かわむつ・うぐい)、	りくみ)、やす	1年7,000円			
わかさぎ					
こい、ます、わかさぎ	手釣、竿釣(1人竿3本以内)	1月1,500円			
		1年4,000円			
うなぎ	手釣、竿釣(1人竿3本以内)、う	1月1,500円			
	なぎばさみ、延縄、つけ針	1年4,000円			
ふな、はや(おいかわ・かわ	手釣、竿釣(1人竿3本以内)	1日 500円			
むつ・うぐい)		1年1,000円			

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする 場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	東城川漁業協同組合	庄原市東城町川東	08477 - 2 - 0605
(2) その他組合の指定する場所			

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を 指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を 遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為を してはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

#### (漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

### (違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

## 附則

この規則は、知事の認可のあった日(平成30年7月9日)から施行する。

#### 遊漁承認証

表

No. 年月日

# 遊漁承認証

次のとおり遊漁を承認します。

- 1, 承認期間
- 2, 魚種
- 3, 漁具・漁法
- 4, 遊漁区域
- 5,遊漁者

住所氏名

年令

<del>厂</del>市

6,遊漁料 東城川漁業協同組合®

訨

## 注意事項

- 1,遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2,漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3,遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を 遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を 見かけたときには漁協までご一報下さい。
- 4,遊漁中は必ずこの証を携帯して下さい。
- 5, この証は紛失されても再発行はいたしません。
- 6, 魚類増殖保護上必要な法律規則制限は必ずお守り下さい。
- 7,注意されている農道、アゼ道は通らないようにして下さい。

(別記様式第2号)

漁場監視員証

No.

# 漁場監視員証

住所

氏名

(年令 才)

上記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

自 平成至 平成

年 年 月 月 日

東城川漁業協同組合印